

令和3年8月31日

第108回 神戸市個人情報保護審議会

高齢者定期予防接種
(インフルエンザ・肺炎球菌) 事業に係る
介護保険データの利用について

(健康局)

神福介第2408号
令和3年8月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る
介護保険データの提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」について）

担当：福祉局介護保険課

高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る
介護保険データの提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」について）

下線部分は新たに追加しようとするもの

【高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業のために利用する情報項目】

介護保険被保険者情報

- ・ 介護保険被保険者番号
- ・ 区名称
- ・ カナ氏名
- ・ 漢字氏名
- ・ 生年月日
- ・ 漢字住所
- ・ 住民基本台帳個人番号

※ 下線部分以外の項目は、平成26年8月5日付答申第445号により承認済み

高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る 介護保険データの利用について

1. 趣旨

B類の定期予防接種（高齢者インフルエンザ・肺炎球菌）については、原則として接種費用の一部の自己負担が生じるが、予防接種法第28条に基づき、低所得者（生活保護世帯および市民税非課税世帯）は接種費用が無料となる。無料対象者であるかは、所得により変動する介護保険の保険料段階等で確認できるため、接種時に医療機関で証明書類（毎年、神戸市から送付している「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」等）の提示を求めている。紛失等により、証明書類の提示ができない人に対しては、現在、無料対象確認証の郵送申請の受付・交付を行政事務センターで、また、区役所窓口で申請受付・交付を行っているが、窓口申請者が多く、窓口業務を圧迫している。

そこで、窓口業務の軽減と、市民が窓口へ来所することなく簡単に申請できるよう、令和3年9月1日より申請受付・交付事務をすべて行政事務センターへ委託し、申請方法も電子・電話・郵送申請のみに変更する。行政事務センターで新たに電子・電話での申請の受付を開始するにあたり、申請内容をすべてデータ化して介護保険データの新たな項目を追加利用し、申請者が無料対象者であるかの確認をスムーズに行えるようにする。

2. 概要

現在は、介護保険料第1～3段階の該当者情報について紙台帳による提供を受け、区役所窓口や行政事務センターで無料対象確認証を交付する際の要件確認に使用しているが、令和3年9月1日以降は、行政事務センターが、現在取り扱っている介護保険情報に新たな項目を追加したデータ台帳を利用して申請者と無料対象者の突合作業を容易にし、無料対象確認証を交付する際の要件確認を行う。

（事務の流れ）

- ① 介護保険課より無料対象者リストのデータ台帳をUSBでもらう。
（介護保険課⇒保健課⇒行政事務センター）
- ② 現在予防接種業務で使用しているいきいきシステムより高齢者定期予防接種の全対象者の送付先情報を抽出
- ③ ①と②より無料対象者の送付先データを作成
（データ内容：被保険者番号・氏名・生年月日・住所・区名称・住基個人番号）
- ④ 市民からの電子・電話・郵送による申請をデータ化
- ⑤ 申請者データ（管理表）を作成
（データ内容：被保険者番号・氏名・生年月日・住所または区名称）
- ⑥ ③と⑤のデータを被保険者番号にて突合
ただし、被保険者番号が不明の申請者については、氏名・生年月日・住所または区名称にて突合
- ⑦ 該当者には無料対象確認証を交付、非該当者にはその旨通知する。

3. 効果

申請者と無料対象者のデータ同士を突合せることにより、センターでの無料対象確認証交付事務の円滑化を図ることができる。また、市民においては区役所へ出向くことなく、代

理人でもその場で申請できる。ナビダイヤルや行政事務センターのコールセンターが対応することにより、区役所や医療機関等での問い合わせ・相談対応等業務に係る負担低減を図ることができる。

4. 実施時期

令和3年9月1日～

5. 想定件数

接種費用無料対象者（介護保険料第1～3段階）：約18万人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 当該システムの端末機の操作にあたっては、個人IDによる認証、暗証番号の設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 各システムにおける個人情報のデータについては、各端末機に保存しない。福祉情報システムのデータについては、入退室管理用IDカードにより入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。介護保険料第1～3段階の該当者データについては、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。予防接種台帳のデータについては、PC統合管理システムの共用ハードディスクにパスワードを設定したうえで一括管理する。

また、各システムに係るバックアップデータについては、暗号化又はパスワードを設定したうえでデータ記録媒体（CD-R）に格納し、当該媒体は厳重に保管庫等に施錠保管する。

ウ 当該システムの端末機には、コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入したPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウィルス定義に更新し、コンピュータウィルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア 共用ハードディスクは、部外者の立ち入らない事務室に施錠して設置する。

イ 端末機を利用する際の暗証番号は定期的に変更する。

ウ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、通知作業及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

インフルエンザ無料対象確認証交付申請の見直し

